

被災証明書・被災証明書を発行します

令和3年2月13日に発生した地震により、家屋などに被害を受けた方に対する「被災証明書」および「被災証明書」の申請受付を行っています。

●申請対象 市内にある住家および非住家の建物など（店舗・倉庫など）

※持ち家・賃貸は問いません。

※家財・自動車なども対象。

●申請場所 市庁舎1階税務課

●受付時間 平日8:30～17:15

●必要書類 ①被災の程度がわかる写真（できるだけ詳細なもの）②本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）※申請人と同一世帯ではない方が申請に来る場合は、委任状が必要になります。

☎税務課 ☎22-1313

市営住宅入居者募集（第3子優先）

■市営緑が丘住宅B棟 2戸

■市営緑が丘住宅C棟 2戸

■市営鷹巣第1住宅A棟 2戸

●募集要件 満18歳未満の子どもが3人以上いる世帯

●受付期間

3月1日(月)～9日(火)

※受付期間に応募がない場合、3月15日(月)～22日(月)まで一般向けに募集します。

●申込資格 住宅に困っている方で、収入が一定の基準内である方などの要件あり。応募者多数の場合は抽選。応募がない場合ホームページなどで再募集することがあります。

●その他 他にも募集を行っている住宅があります。詳しくはお問い合わせください。

☎建設課 ☎22-1326

白石市職員採用試験説明会を開催します

●日時 3月18日(木)

14:00～15:00

●開催方法 Zoomによるリモート開催

●内容 採用試験や仕事内容などの説明

●申込方法 下記メールアドレスに①氏名、②学校名（既卒の場合は卒業学校名）、③個別相談希望の有無を記載して送信してください。

詳細は、申し込みされた方に個別に連絡します。

●申込期限 3月11日(木)

☎総務課 ☎22-1331

shiro-shiken@city.shiroishi.miyagi.jp

春季川干し

用水路の維持管理のため、川干しを行います。水路に水が流れなくなりますので、火の元には十分ご注意ください。

また、各ご家庭の周囲の側溝や占用箇所の土砂上げなどへのご協力もお願いします。

●実施区域 樋ノ口用水路・館堀用水路・沢端川など

●実施期間 3月26日(金)

17:00～30日(火)9:00

(夜間を含む5日間)

☎建設課 ☎22-1326

土地改良区 ☎25-9717

春の白石城お堀清掃を中止します

3月27日(土)に開催を予定していた白石城お堀清掃は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止します。

☎商工観光課 ☎22-1321

高齢者にバスの乗車証を交付します

1カ月当たり4枚の乗車券（1乗車につき自己負担100円）と乗車証を交付します。

●対象者 70歳以上の方（昭和27年4月1日までに生まれた方）

●対象区間 ミヤコーバス白石遠刈田線（福岡方面）の白石蔵王駅～田中前（大泉記念病院）間

●申請に必要なもの 印鑑

●申請場所・期間

①長寿課（総合福祉センター内）3月22日(月)～

8:30～17:15(土・日除く)

②市民課（市役所1階）

4月7日(水)～

8:30～17:15(土・日除く)

※例年行っていた特設窓口（市役所1階）は開設しません。

●その他 4月6日までに交付を希望する方は、長寿課で手続きいただくか、郵送での対応になります。郵送で手続きを希望する場合は、3月26日(金)までにご連絡ください。

※本年度交付を受けた方には、申請方法などについて別途お知らせします。

☎長寿課 ☎22-1361

3月1日～7日は春の火災予防運動

その火事を防ぐあなたに金メダル

宮城県では、平成20年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務化され、普及が進んでいます。昨年は、市内で住宅用火災警報器を設置している住宅は約90%で、正しく設置している住宅は約60%でした。

設置した警報器は定期的な点検し、正しく維持しましょう！

☎白石消防署 ☎25-2259

廃車などの手続きはお早めに！

軽自動車税は、毎年4月1日現在で登録がある車両に課税されます。3月は車両の登録・廃車などで窓口が大変混雑しますので、早めに手続きを済ませてください。

●車種別の手続き先

・原付バイクや農耕作業車など 税務課 ☎22-1313

・軽二輪や二輪小型自動車 東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011

・軽四輪など 宮城県軽自動車協会 ☎050-3816-1830

消防団員用防火衣を整備しました



（一財）自治総合センターの令和2年度宝くじの助成金で、市消防団の消防団員用防火衣を整備しました。

火災現場で地域防災の要である消防団員が、消火活動時において活用し、さらなる地域防災力の強化に努めていきます。

☎危機管理課 ☎22-1452



毎月第3日曜日は「家庭の日」です

今月は3月21日 もうすぐ春ですね。家族で春を探しに出かけるのもいいですね

マイナポイントの申し込みはお早めに！

マイナンバーカードをお持ちの方がキャッシュレス決済を利用して買い物・チャージをする、最大5,000ポイントが還元されるマイナポイント制度がスタートしています。

同制度の詳細は、総務省マイナポイント事業のホームページをご覧ください。

https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/

■マイナポイントの申込期限が延長されます

マイナポイントの申込期限は令和3年3月末ですが、次の方は、令和3年9月末まで、マイナポイントを申し込み・取得することができます。

●対象者 令和3年3月末までにマイナンバーカードの交付を申請した方

家屋調査へのご協力をお願いします

市では、住宅や店舗、物置などを新築・増築した際に、固定資産税評価額を算出するため、国の定めた基準に基づいた家屋調査を実施しています（実際の売買価格・建築費用とは異なります）。

新増築がなくても、随時調査を行う場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

■家屋の取り壊しを行った方へ

家屋の一部または全部を取り壊した場合は、「家屋取り壊し届」を税務課固定資産税係までご提出ください。取り壊した家屋が登記されている場合は、法務局で建物滅失登記の手続きを行ってください。

☎税務課 ☎22-1313

■申し込みを支援します

マイナポイントを取得するためには、パソコンなどでインターネットから申し込む必要があります。市役所1階正面玄関東側にマイナポイント申込用のパソコンを設置していますので、ご利用ください。

●設置日時

・月～金曜日8:30～17:15
※祝日は除く、4月1日(木)は19:00まで延長

・3月27日(土)9:00～16:00

●設置期限 9月30日(木)

●持ち物 ①マイナンバーカード（暗証番号が必要）②決済サービスID・セキュリティコード（キャッシュレス決済のカードやキャッシュレス決済事業者のホームページで確認できます）

☎企画情報課 ☎22-1324

家賃支援給付金の受付期限を延長します

受付期限を2月26日(金)までとしていましたが、3月12日(金)まで延長します。

●対象者 次の①～④すべてに該当する方。

①国の家賃支援給付金を受給した事業者

②国の家賃支援給付金の受給対象となった土地や建物を市内に有する事業者

③今後も市内で事業を継続する意思がある事業者

④令和元年12月までの市税を滞納していない事業者

●給付額 支払賃料（月額）の4分の1を、6カ月分まで支給（上限20万円）

●申込期限 3月12日(金)必着

☎商工観光課 ☎22-1321